

訪問看護サービスのご利用にあたって

1 訪問看護とは…

疾病や障害をもちながらも、家庭において療養やリハビリを望まれる方に対して、看護師等がご自宅を訪問し、在宅療養生活をささえるために必要な看護を医師の指示のもと、関係者との連携の上、専門的なケアサービスや指導・助言などを提供致します。

2 サービスを利用できる方は…

乳幼児から高齢者まで
年齢を問いません！

- * ご自宅において、介護が必要な方
(要介護認定者、難病や重度障害者、精神障害者、認知症高齢者、身体障害者、病的な乳幼児や妊産婦など)
 - * 医療面での観察や指導、手当てが必要な方
 - * 薬の自己管理が困難な方
 - * 現在の健康・身体機能の維持向上に向けて、専門的な助言、相談の必要な方
 - * 障害があっても生活能力の維持のために生活場面でのリハビリを続けたい方
 - * 介護の援助や介護方法の指導を受けたい方
 - * 癌・老衰などで、自宅で最期を迎えたい方、一時的に退院し自宅で療養したい方
- …などです。

3 訪問看護サービスの具体的な内容は…

健康管理

～体調の維持・増進、異常を早期発見し、対応します～

- 病状観察 ○血圧・体温・酸素飽和度・脈拍などの測定
- 栄養状態・脱水の有無の確認 ○内服薬の管理
- 受診相談 ○生活指導 ○健康相談 ○介護予防相談など

日常生活の援助

～病状が不安定な方に対して、変化に注意しながら援助します～

- 入浴介助 ○清拭 ○洗髪 ○手浴・足浴 ○体位交換
- 排泄介助 ○食事介助 ○散歩の介助 ○口腔ケアなど

在宅リハビリテーション

～日常生活の動作能力を維持・増進するために

作業療法士・理学療法士・看護師によるリハビリテーションを行います～

- 起き上がりや立ち上がり・移動や移乗の訓練 ○筋力維持訓練
- 排泄動作の訓練 ○言語・嚥下・口腔機能の訓練 ○呼吸リハビリテーション
- リラックス・精神安定のケアなど ○マッサージ及びリンパマッサージなど

医療処置

～かかりつけ医師の指示のもとで、在宅で必要な医療

処置の提供や本人・家族の自己管理の指導を行います～

- 床ずれや傷・湿疹の処置 ○便通調節（浣腸や摘便など）○導尿
- 尿道カテーテルの管理 ○人工呼吸器の管理 ○気管チューブの管理
- 吸引処置 ○人工肛門のケア ○腹膜透析管理
- 注射・点滴や持続点滴の施行・管理（在宅中心静脈栄養法を含む）など

在宅での看取りのケア

～本人・家族の希望にそった

安心・安楽な療養を支援します～

- 老衰や悪性腫瘍の終末期の方の身体のケア ○疼痛緩和ケア ○医療機関との連携
- 精神的支援 ○家族の支援 ○永眠時のケアなど

療養環境の調整

～関係者と相談し安全で、安心して

介護できる環境を整えるお手伝いをします～

- 介護者の健康相談 ○介護方法の相談・指導 ○介護のストレス相談
- 各種医療・福祉サービスの紹介や連絡調整 ○医療機関の受診相談
- 福祉用具や住環境改善・介護用品の紹介など

訪問看護ステーションほっとの概要

事業の運営方針

- ① 私達は、ご本人と家族の思想、人格および生活を尊重し、常にご本人の立場に立ったサービスに努めます。
- ② 訪問看護の提供にあたっては、医師、居宅介護支援事業者、関係機関、その他地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図ります。
- ③ 24時間連絡体制を整え、必要に応じて迅速に対応いたします。
- ④ 提供したサービスについては、常にその評価を行いその、改善に努めます。
- ⑤ 定期的に研修や学習会を行い、常に訪問看護の質の向上に努めます。

個人情報に関する方針

個人情報に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護する為に、個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

職員体制

- 看護師
- 作業療法士
- 理学療法士
- 事務員

営業日・営業時間

- 営業日 月曜～土曜日 (祝日営業)
* 年末年始 (12月31日～1月2日を除く)
- 営業時間 午前8:30～午後5:30
* 必要な方は土・日曜日にも訪問します
* 24時間緊急訪問体制をとっています

通常の事業実施地域

■ 本社 旧浜田市

*上記以外の地域の訪問希望にもできるだけ
対応いたします。

併設事業

■ 指定訪問介護事業所

介護屋さん ほっと

(365日 営業)

■ 指定居宅介護支援事業所

介護プラン ほっと

(月～金 8:30～17:30)

■ 看護小規模多機能型居宅介護(複合サービス)事業所

複合型小規模多機能 ほっとの家

(365日営業 訪問看護・訪問介護・通い・泊り)

■ リハビリ特化型通所介護

ほっとリハ

(月～金 サービス提供時間 9:00～12:00、13:30～16:30)

利用料の支払について

- 事業者は、利用者または家族に対しサービスの提供月の末日に利用料請求書を作成し、持参または送付します。利用者は毎月、15日までに支払うものとします。ただし、祭日等の場合、15日以降となります。やむを得ない場合は、訪問時に現金払いもできます。

《実費で利用していただくもの》

- ◎ 医療器具貸し出し(吸引器 吸入器) 1月 1,000円
- ◎ 永眠時のケア 15,000円 (夜間加算あり)
- ◎ 衛生材料、介護用品、おむつ代等 実費
(協力薬局あり。1個から訪問時にお持ちいたします。)
- ◎ 通常事業実施地域外のご利用者様は、1km当50円の交通費をご負担頂きます。
(通常事業実施地域外からご利用者様宅までの往復分。但し、介護保険ご利用の場合を除く。)

利用料について

介護保険の場合

介護保険証をお持ちの方で、ケアマネージャーが作成したケアプランに沿って計画され、了解を得た範囲での利用となります。訪問回数の制限はありませんが、利用時間に応じた利用料となります。

◆ 1回の訪問ごとの利用料

| 所要時間 | 利用料（1割自己負担分） | |
|---------------------------------------|---------------|------|
| 30分未満 | 470円 | |
| 30分以上1時間未満 | 821円 | |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,125円 | |
| 作業療法士・理学療法士等による訪問 ※1回毎サービス提供体制加算あり | 1回あたり20分訪問 | 293円 |
| | 20分訪問を3回行った場合 | 264円 |
| サービス提供体制加算(訪問毎) | 6円(介護保険限度額枠外) | |

- * 夜間（午後6時～10時）早朝（午前6時～8時）＝25%加算
- * 深夜（午後10時～午前6時）＝50%加算
- * 日中の定期的な訪問があり、かつ夜間・早朝の短時間な特別な管理が必要な方は
20分未満 313円 + 時間帯加算
- * 長時間訪問看護加算（特別管理加算対象者で90分を超える場合） 300円
- * 複数名訪問看護加算 看護師等と訪問 30分未満 254円、30分以上 402円
看護補助者と訪問 30分未満 201円、30分以上 317円
- * 中山間地域加算 国が指定する中山間地域に該当するご利用者様は、基本利用料に対して5%の中山間地域加算が付加されます。

◆ 1月ごとの加算

| | | |
|-----------|---------------------|--|
| 看護体制強化加算 | 300円 | 看取りや中・重度者への訪問看護割合が高い事業者評価 |
| 緊急時訪問看護加算 | 574円 | ケアプラン以外に緊急時はいつでも対応する体制があることの加算 |
| 特別管理加算 | 500円 または 250円 | 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある方、在宅酸素療法指導管理を受けている方など、特別な管理を必要とする方の場合の加算 |

医療保険の場合

加入している健康保険等により、週3回まで利用できます。

1回の利用ごとに一定の訪問看護療養費が設定されています。

ただし、末期の悪性腫瘍など、厚生労働大臣が定める疾病等（表*）に該当する場合は、訪問回数の制限はなく、1日に複数回の訪問も可能です。また、公費の助成が受けられる場合もあります。

◆ 自己負担分

| | | |
|--------------|---------|--|
| 後期高齢者医療保険 | 1割または3割 | 1割負担の方 1回 853円～953円 1日のうち2回目の訪問は 450円 |
| 各健康保険被保険者・家族 | 1割～3割 | |

◆ 営業日外の利用料

| | |
|---------------|-----------|
| 休日訪問（保険対象外実費） | 1回 2,000円 |
|---------------|-----------|

《介護保険から一時的に医療保険に変更する場合について》

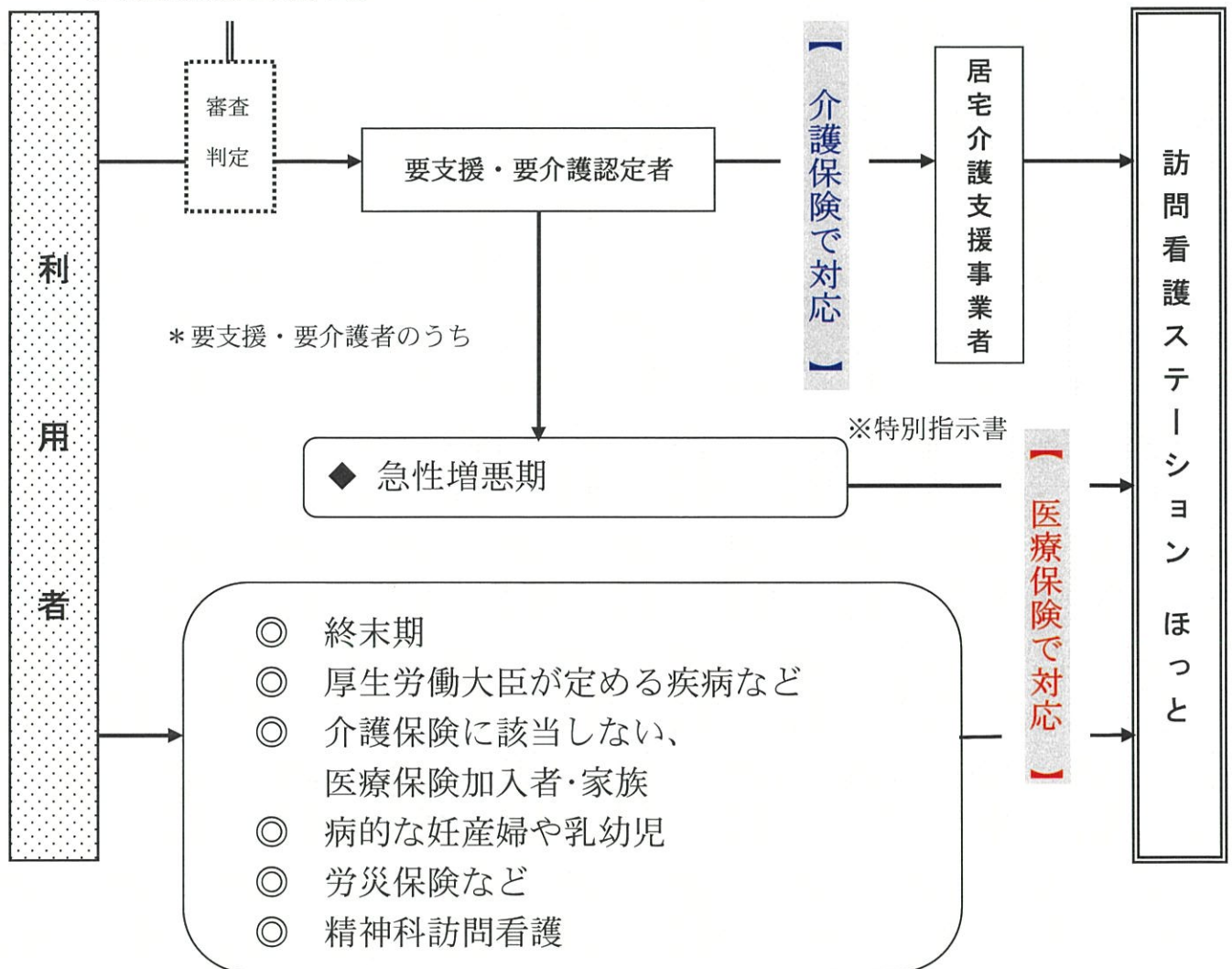
介護保険によるサービスをご利用の方が、急性の病状悪化や変調が生じた場合は、医師の特別指示により、1月につき14日間に限り（重度の床ずれの方は延長可能）、介護保険ではなく医療保険によるサービスが適用され、頻回な訪問看護を利用できます。

訪問看護ステーションは、訪問看護を必要とする方の状況に応じて、介護保険又は医療保険の双方で対応できます。

* 年齢や病状により、制度で優先される保険が決まっています

* 公費の助成を利用できる場合があります

65 歳以上（介護保険 1 号被保険者）、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（2 号被保険者）で
介護保険対象の疾病の方



表* 厚生大臣が定める疾病等

| | | | |
|--|---------|----------------|---------------|
| 末期の悪性腫瘍 | 多発性硬化症 | 重症筋無力症 | スモン |
| 筋萎縮性側索硬化症 | 脊髄小脳変性症 | ハンチントン病 | 進行性筋ジストロフィー症 |
| 多系統萎縮症 | プリオン病 | 亜急性硬化性全脳炎 | ライソゾーム病 |
| 副腎白質ジストロフィー | 脊髄性筋萎縮症 | 球脊髄性筋萎縮症 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 |
| 後天性免疫不全症候群 | 頸髄損傷 | 人工呼吸器を使用している状態 | |
| パーキンソン病関連疾患（ヤールの重症度分類のステージ3以上で、生活機能症度Ⅱ度またはⅢ度）他 | | | |